

2020.12.16

(件名) 新型コロナウイルスの流行に伴うギニアにおける非常事態宣言：期間延長（12月16日より）

【ポイント】

- 16日、国民議会が、新型コロナウイルスの流行に対する措置として、既に発出されているギニア全土における非常事態宣言を、12月16日より更に一カ月日間の延長を可決した旨報じられています。
- 引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、人混みは避ける等感染予防にご留意ください。

【内容】

1 16日、国民議会が、新型コロナウイルスの流行に対する措置として、既に以下の措置を主な内容として発出されているギニア全土における非常事態宣言を、12月16日より更に一カ月間の延長を可決した旨報じられています。

- ・ 商業便の運航再開は、相互主義の下、現行の衛生対策の厳格な遵守が条件である。
- ・ 大コナクリ地域（コナクリ市、コヤ県、ドゥブレカ県）における夜間外出禁止令は、引き続き深夜0時から翌朝4時までとする。その他の地域における夜間外出禁止令は引き続き対象外となる。
- ・ マスクの着用義務は継続する。
- ・ その他の非常事態宣言の衛生上の措置は、継続して適用される。

2 在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。また、仮に外出時等に、感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には、速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>